平成２２年（フ）第８９０号
鹿児島県鹿児島市日之出町44番21号
破産者　上村　洋一
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３４号
鹿児島県鹿児島市小野３丁目26番10号
破産者　畑中　鉄郎
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８６８号
札幌市西区琴似１条２丁目６番８―302号
破産者　有賀　正勝
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７４１号
仙台市太白区萩ケ丘28番20―105号、開始決定時の住所仙台市太白区向山１丁目18番14号
破産者　佐藤美和子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
仙台市青葉区国見５丁目10番36号
破産者　酒井　　務
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
宮城県大崎市古川西館２丁目４番21号
フォーマル91パートⅡ―Ｂ棟Ａ―１号、従前の住所宮城県遠田郡美里町北浦字浦田中１番地
破産者　佐々木弘幸
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２号
秋田県能代市常盤字町辺191番地
破産者　後藤　　健
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第５８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野791番地２　中村住宅９号棟、申立時の住所群馬県館林市富士見町７番30号
破産者　島田　親一
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２４３６号
名古屋市東区泉１丁目17番10号　第一オレンジ久屋２Ｂ号、開始決定時の住所名古屋市北区彩紅橋通２丁目１―２　第２信和ビル206号
破産者　古田　勝美（旧姓二村）
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３３１号
大阪府富田林市津々山台２―４―３、住民票上の住所大阪府富田林市錦織東３丁目12番14号
破産者　籔内　聡行
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６９９号
大阪府門真市江端町38番26号
破産者　宮本　博志
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８１７号
大阪市平野区長吉長原１丁目１番２号　グランオークＫ504号
破産者　豊嶋　健一
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０４０号
大阪府東大阪市長田１丁目６番７号
破産者　杉原　規夫
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９８３号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ10―505号、前住所大阪府高槻市柱本６丁目15番16号
破産者　松藤　順二
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８５８号
大阪府東大阪市若江東町４丁目５番12号
破産者　ダイイチ精密こと　坂井由美子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３１号
兵庫県西宮市上大市２丁目４番18号　パインクレスト303、開始決定時の住所兵庫県西宮市荒木町９番40号
破産者　山地　正隆
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１３９号
兵庫県尼崎市御園２丁目15番５―105号、前住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目12番24号
破産者　冨永　惠子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係